

育成就労計画審査基準
物流倉庫分野（物流倉庫業務区分）／ 主たる技能：物流倉庫

技能の定義	物流倉庫で行われる保管、荷役、流通加工その他の基本業務を迅速かつ正確に行い、物流工程における貨物の保全をはかるための技能をいう。 (ただし、包装されていない食品に直接触れる業務に従事することはできない。)	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	1. 限定された顧客荷物の保管・荷役作業 ①物品の搬入・搬出作業 ②保管ロケーション別仕分け作業 ③棚入れ作業 ④出荷ピッキング作業、アソート作業 ⑤出荷検品作業 ⑥梱包・箱入れ作業 ⑦流通加工作業 ⑧積み卸し・積み直し作業 ⑨物流機器・施設の操作・点検・管理 ⑩在庫管理 ⑪作業全般の管理 2. 限定された顧客荷物の棚卸し作業 ①カウント作業 ②棚卸し表への記載作業	1. 取扱い顧客荷物を限定しない保管・荷役作業 ①物品の搬入・搬出作業 ②保管ロケーション別仕分け作業 ③棚入れ作業 ④出荷ピッキング作業、アソート作業 ⑤出荷検品作業 ⑥梱包・箱入れ作業 ⑦流通加工作業 ⑧積み卸し・積み直し作業 ⑨物流機器・施設の操作・点検・管理 ⑩在庫管理 ⑪作業全般の管理 2. 取扱い顧客貨物を限定しない棚卸し作業 ①カウント作業 ②棚卸し表への記載作業 3. 入庫検品作業 4. 出荷荷物の引き渡し作業
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育、昇降荷役機器の操作教育、災害時行動教育 ②朝終礼時の健康管理、服装点検、保護具点検、安全教育 ③使用する機器（ハンディ機器、帳票発行機器等）の始業前点検、メンテナンス作業 ④必要な備品・帳票類の整理整頓作業 ⑤労働災害防止教育、職場全般の安全衛生教育	
その他従事する業務の例	(1) 物流倉庫区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①積替作業、はい替え作業、梱包入換作業 ②バンニング・デバンニング作業 ③梱包、シュリンク等の資材の廃材仕分け、廃棄物集積場所への移動作業 (2) 物流倉庫業務区分に関連する業務 ①事務所や管理者との連絡や報告 ②倉庫内外、休憩・更衣・衛生施設の整理整頓や清掃 ③台風等の接近に備えた貨物の移動や雨水侵入防止措置等 ※ (2)の業務は付随的に従事することが可能です。	
使用する素材、材料等 (該当するものを選択すること。)	梱包関連資材（ダンボール、折り畳みコンテナ、梱包テープ、シュリンクビニール、結束バンド類） 清掃道具一般	
使用する機械、器具等 (該当するものを選択すること。)	運搬機器（ハンドリフト、貨物用エレベーター、台車、キャスター付きカート、アルミコンベア、AGV） 清掃機器（集塵機） IOT機器（ハンディターミナル、パソコン、帳票発行機） 荷役保管機器（オートストア関連インターフェース、パレタイザー・デパレタイザー関連インターフェース）	
製品等の例 (該当するものを選択すること。)	一般梱包品、樹脂原料（袋体、フレコン、コンテナ）、むき出し製品（鋼材類・金属製品・管材類・タイヤ・木材・植物由来品） 容器入り品（缶・ドラム・樹脂容器） 産業用機械類（機器・金型・その他パーツ）、建築資材（壁材・床材・鉄骨類・屋根材・その他什器）	